告 示

埼玉県告示第三百三十一号

聴聞を次のとおり公開で行う。 分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定により、 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十六条の規定による処

平成二十九年三月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

| 後一時三十分 | 四月二十日午 クリエイト | 平成二十九年 有限会社オー | 聴聞の日時 一号又は名称聴聞の日時 |
|---------|--------------|---------------|------------------------|
| | | - 大川内叔久 | 商 人にあっては代表者 の氏名) |
| セスビル三〇二 | 丁目2番地19サク | 埼玉県三郷市三郷二 | 務所の所在地 |

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三〇五会議室